使用廃止届出書

年 月 日

明石市長殿

地)
ŀ

Ŧ

氏 名			なび代表者の		
担当者	氏名				
		電記			

ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設)の使用を廃止したので、大気汚染防止法第11条(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設 揮発性有機化合物排出施設 一般粉じん発生施設 特定粉じん発生施設 水銀排出施設		※整理番号	
工場又は事業場の名称		※受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地		※施設番号	
施 設 の 種 類			
施 設 の 設 置 場 所		※ 備 考	
使 用 廃 止 の 年 月 日	年 月 日		
使 用 廃 止 の 理 由			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。